羽咋市議会政務活動費の交付に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、羽咋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年羽咋市条例第１号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第２条　政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第１号により政務活動費交付申請書を提出しなければならない。

２　前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して別記様式第２号により政務活動費交付変更申請書を提出しなければならない。

３　会派を解散したときは、当該会派の代表であった者は市長に対し、議長を経由して別記様式第３号により会派解散届を提出しなければならない。

（交付決定）

第３条　市長は、毎年度、前条第１項及び第２項の規定により申請のあった各会派及びその所属議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に別記様式第４号による政務活動費交付決定（変更）通知書により通知するものとする。

（交付請求）

第４条　会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費の交付日の15日前までに、市長に対し別記様式第５号により政務活動費交付請求書を提出するものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第５条　議長は、条例第７条第１項の規定より提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿等の整理保管）

第６条　政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者（消滅した会派の政務活動費の経理責任者であった者を含む。）及び政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員（会派に所属する議員であった者及びその相続人を含む。）は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して５年を経過する日まで保管しなければならない。

附　則

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日規則第２号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第２条関係）

年　月　日

羽咋市長　　　　殿
（羽咋市議会議長経由）

会派名
代表者名　　　　　　印

政務活動費交付申請書

羽咋市議会政務活動費の交付に関する規則第２条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　会派の名称
2　会派結成年月日
3　代表者名
4　経理責任者名
5　所属議員数　　　名（　月　日現在）
6　所属議員の氏名　別紙名簿のとおり
7　交付申請額　（　　年度分）　　　円
8　交付の方法　□　会派に交付　　　円
　　　　　　　　□　所属議員に交付　　　円
　　　　　　　　□　会派及び所属議員に交付
　　　　　　　　　　会派に交付する部分の額　　　円
　　　　　　　　　　所属議員に交付する部分の額　　　円
　　　　　　　　　　計　　　円

別記様式第２号（第２条関係）

年　月　日

羽咋市長　　　　殿

（羽咋市議会議長経由）

会 派 名

代表者名　　　　　　印

政務活動費交付変更申請書

羽咋市議会政務活動費の交付に関する規則第２条第２項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　異動年月日　　　年　　月　　日

2　異動内容

区　　分	変更後	変更前
会派の名称		
代表者名		
経理責任者名		
所属議員数		
異動のあった所属議員の氏名		
交付申請額（　　年度分）	円	円
交付の方法	□ 会派に交付 □ 所属議員に交付 □ 会派及び所属議員に交付 ・会派に交付する部分 円 ・所属議員に交付する部分 円	□ 会派に交付 □ 所属議員に交付 □ 会派及び所属議員に交付 ・会派に交付する部分 円 ・所属議員に交付する部分 円

別記様式第３号（第２条関係）

年　　月　　日

羽咋市長　　　　　殿

（羽咋市議会議長経由）

会　派　名

代表者であった者の氏名　　　　　　　印

会　派　解　散　届

羽咋市議会政務活動費の交付に関する規則第２条第３項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　解散会派の名称

２　会派の解散年月日　　　　　年　　　月　　　日

別記様式第４号（第３条関係）

第　　　号
年　月　日

会 派 名
代表者名　　　　　　殿

羽咋市長　　　　　印

政務活動費交付決定（変更）通知書

　　年　月　日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、羽咋市議会政務活動費の交付に関する規則第３条の規定により通知します。

記

1　　　年度政務活動費交付決定（変更）額（年額）　　　円

2　交付の方法　□　会派に交付　　円
　　　　　　　　□　所属議員に交付　　円
　　　　　　　　□　会派及び所属議員に交付
　　　　　　　　　　会派に交付する部分の額　　円
　　　　　　　　　　所属議員に交付する部分の額　　円
　　　　　　　　　　計　　円

別記様式第５号（第４条関係）

年　　月　　日

羽咋市長　　　　　殿

会派名
代表者名　　　　　　　　　印
（又は所属議員名）

政務活動費交付請求書

羽咋市議会政務活動費の交付に関する規則第４条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1　金　　　　　円

ただし、　　　年　　月分～　　月分

2　交付月の基準日における所属議員数　　名

（注意）所属議員が交付請求する場合、「交付月の基準日における所属議員数」欄の記入は、必要ありません。